

福島産業復興機構による債権買取の第12、13号案件の決定について

今般、福島県産業復興相談センターからの債権買取要請に基づき、福島産業復興機構において、債権買取の第12、13号案件を決定しましたので、お知らせいたします。

二重債務問題への対応については、平成23年11月29日（火）、被災事業者の支援にかかる相談体制を構築するため、福島県中小企業再生支援協議会（公益財団法人福島県産業復興センター内）に「福島県産業復興相談センター」を開所しました。また、同12月28日（水）には、被災事業者の早期の事業再生を支援するため、県、地域金融機関と独立行政法人中小企業基盤整備機構の共同出資により、「福島産業復興機構」を設立しました。

福島産業復興機構では、以下の事業者について、既往債権者との間で債権譲渡契約を締結した後、被災前から負っていた債務にかかる債権の買取等を行い、その元利金の返済を一定期間棚上げすることによって財務内容の改善を図り、金融機関からの新たな資金調達を支援します。

▽事業者・支援の概要

○第12号案件（平成25年4月10日決定）

福島県中通り地方の飲食業者。従業員数10名。震災により店舗・厨房設備が損壊し、長期間の営業停止を余儀なくされたほか、原発事故による風評被害や既存仕入れルート的大幅な見直しなど、多大な損害を被った。

その後、店舗等を新設して事業を再開しており、業績は順調に推移しているものの、再建に伴う債務の増加が重荷となっており、今後の資金調達を容易とするために、債権買取を行うもの。

新規融資については、地元地銀が支援。また、買取対象債権には、地元地銀のほか、政府系金融機関の金銭債権が含まれる。

○第13号案件（平成25年4月15日決定）

福島県中通り地方の旅館業。従業員数4名。震災により建物等が損壊し、営業の停止を余儀なくされたほか、原発事故の風評被害により売上が減少するなど、多大な損害を被った。グループ補助金等の活用により建物等の復旧は完了しているが、今後の資金調達を容易とするために、債権買取を行うもの。

新規融資については地元信金が支援。また、買取対象債権は、政府系金融機関の金銭債権。